

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進法に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育・健康相談・訪問指導・各種がん検診・基本健診・肝炎検査・骨粗鬆症検診など、住民の健康増進を推進するために必要な事業を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報に次の事務に利用する。 ・健康相談等その他健康増進事業の実施 ・健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ・検診・健診受診対象者に対する通知書発行、検診等の実施
③システムの名称	・e-AFFECT(保健総合システム) ・G-AFFECT(保健総合システム) ・Acrocity(住民情報_健康管理) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報_健康管理) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「情報提供主務省令」という) 第2条の表139の項 (情報照会) 情報提供主務省令第2条の表139の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町健康課 ・住所:〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地1 ヘルスC&Cセンター ・電話番号:092-976-3377
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、本人確認および個人番号の確認、申請書及び本人確認書類等の保存、廃棄等について複数人での確認を行うようにしており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	事務取扱担当者および事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲が限定されている。

変更箇所

変更目	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う取組等	健康増進法に基づく各種健康診断、健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業 特定個人情報ファイルは、対象者管理、受診待機時間管理、健康増進効果および分析に使用される。	健康増進法(中風)第103条に基づき特定の個人を識別するに必要となる事項(番号法)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う。健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の範囲に関する事項(健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業)健康増進法第19条第4条の2第4号に定める事項		
令和2年8月10日	1. 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の制限	番号法第9条第1項、別表第一項第7号	行旅手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成26年法律第27号)第9条第1項別表第一項第7号番号法第9条の1第5号等が定める事項を定める番号第4条		
令和2年8月10日	1. 関連情報 5. 健康実地調査における医師等による事業	健康福祉課	健康課		
令和2年8月10日	1. 関連情報 6. 健康実地調査における医師等による事業	健康福祉課長名	健康課長		
令和2年8月10日	1. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ヘルスOCセンター(久山町役場 健康福祉課 健康係)	ヘルスOCセンター(久山町役場 健康福祉課)		
▽ リスク対策	なし	項目の追加	次の項目「健康増進法」に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項(健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業)の個人データの取り扱いに関する事項(番号法)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う。健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の範囲に関する事項(健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業)健康増進法第19条第4条の2第4号に定める事項		
令和2年8月10日	表紙	なし	項目の追加		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う取組等	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく特定の個人を識別するに必要となる事項(番号法)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う。 (健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の範囲に関する事項) 健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業 健康増進法第19条第4条の2第4号に定める事項	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく特定の個人を識別するに必要となる事項(番号法)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う。健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の範囲に関する事項(健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業)健康増進法第19条第4条の2第4号に定める事項		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 2. 健康実地調査における医師等による事業	実施しない	実施する		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 4. 情報提供システムによる情報連携	なし	【情報提供】 番号法第19条第6号 別表第二の第102の2の番号法別表第二の主務省令で定める事項及び情報提供を定める番号第50条 【情報提供】 番号法第19条第6号 別表第二の第102の2の番号法別表第二の主務省令で定める事項及び情報提供を定める番号第50条		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 7. 特定個人情報情報の提示、訂正、利用停止請求	久山町役場	〒811-2992 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 久山町役場		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ヘルスOCセンター(久山町役場 健康福祉課)	〒811-2901 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 ヘルスOCセンター 久山町健康課		事後
令和2年8月10日	表紙 1. 個人情報項目 1. 対象人数 1つの時点の件数か	2017/8/1	2024/4/1		事後
令和2年8月10日	表紙 2. 取扱対象 1つの時点の件数か	2017/8/1	2024/4/1		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	○)委託しない	○)委託しない		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 5. 健康実地調査における医師等による事業へのリスクへの対応	なし	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 6. 健康実地調査における医師等による事業へのリスクへの対応	○)提供・委託しない	○)提供・委託しない		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 7. 不正な提示が行われるリスクへの対応	なし	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 8. 不正な提示が行われるリスクへの対応	なし	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 9. 不正な提示が行われるリスクへの対応	なし	十分である		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の制限	なし	十分である		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 4. 情報提供システムによる情報連携	【情報提供】 番号法第19条第6号 別表第二の第102の2の番号法別表第二の主務省令で定める事項及び情報提供を定める番号第50条 【情報提供】 番号法第19条第6号 別表第二の第102の2の番号法別表第二の主務省令で定める事項及び情報提供を定める番号第50条	【情報提供】 番号法第19条第6号に基づき利用特定個人情報の取扱いに関する事項(番号法)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う。健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の範囲に関する事項(健康相談、訪問指導、健康指導等、市民の健康意識のために必要な事業を推進するために行う事業)健康増進法第19条第4条の2第4号に定める事項		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ヘルスOCセンター(久山町役場 健康福祉課)	ヘルスOCセンター(久山町役場 健康福祉課)		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 7. 特定個人情報情報の提示、訂正、利用停止請求	〒811-2992 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 久山町役場	名称: 久山町役場 住所: 〒811-2992 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 電話番号: 092-976-1111		事後
令和2年8月10日	1. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒811-2901 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 ヘルスOCセンター 久山町健康課	名称: 久山町健康課 住所: 〒811-2901 福岡県糟屋郡久山町大字久原182番地1 ヘルスOCセンター 電話番号: 092-976-3377		事後
令和2年8月10日	表紙 1. 個人情報項目 1. 対象人数 1つの時点の件数か	令和2年4月1日時点	令和2年4月1日時点		事後
令和2年8月10日	表紙 2. 取扱対象 1つの時点の件数か	令和2年4月1日時点	令和2年4月1日時点		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 4. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 5. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 6. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 7. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 8. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後
令和2年8月10日	▽ リスク対策 9. 不正な提示が行われるリスクへの対応	十分である	十分である		事後